

国家公務員の60歳代前半における生活・就労等意向調査結果

60歳から65歳までの公務内での継続雇用制度として適当と考える制度

(単位:%)

	計	(うち特定職 種の職員)
65歳まで定年延長	42.1	31.9
65歳まで定年延長、再任用も選択可能	22.9	21.1
62歳又は63歳まで定年延長、以後は再任用	11.0	13.6
60歳定年のままで再任用の義務化	9.6	8.8
60歳定年のままで現行の再任用制度を維持	12.4	21.8
その他	1.4	1.9
不明	0.6	1.0
合計	100.0	100.0

雇用と年金の連携を図るために適当と思う措置(母集団:特定職種の職員)

(単位:%)

配置転換をして65歳まで公務内で雇用する	21.2
再就職の支援措置を講じる	10.8
特例として60歳定年退職と同時に年金を支給する	42.3
退職手当の割増し又は別途一時金の支給	12.4
不明	13.3
合計	100.0

「特定職種の職員」とは、刑務官、入国警備官、交替制勤務の看護師、航空管制官、海上保安官を指す。

< 国家公務員の60歳代前半における生活・就労等意向調査 >

調査実施期間:平成20年8月～9月

調査対象:平成20年4月1日現在の年齢が45歳から59歳の一般職国家公務員のうち、無作為に抽出した7,062人

調査目的:職員の60歳代前半における就労・生活等の意向を把握し、国家公務員の高齢期の雇用確保の在り方について幅広く検討を行うための基礎資料を得ること

調査方法:通信調査

回収率:83.9%(有効回答者数5925人)